OneSure専用サイバーリスク保険

サイバーリスク保険普通約款 補償内容変更特約 -OneSure用-等

チャブ保険 2023年4月版





OneSure専用サイバーリスク保険は、 サイバーリスクを包括的に補償し貴社をお守りします。

不正アクセスや不正プログラムなどサイバー攻撃は日々手口が巧妙化し、ひとたびサイバー攻撃を受ければ被害は甚大なものとなり得ます。また、事業者のシステム依存度は今後もさらなる上昇がみこまれ、サイバー攻撃以外のシステムトラブルによる企業活動への影響も拡大を続けるでしょう。これらのサイバーリスクに対して、情報漏洩リスクに特化した従来の個人情報漏洩保険は、包括的な備えになりません。

この保険では、以下のリスクに対応できます。

情報管理上のリスク

情報漏洩時の初期対応費用や損害 賠償請求に対する補償のみならず、 個人情報の取得方法や第三者提供に 過誤があった場合の損害賠償リスク を補償します。

データ被害のリスク

自社ウェブサイトが改ざんされてしまう、データが破壊されてしまうなどの 攻撃を受けた際、データを復元させるために要する費用を補償します。

ネットワークセキュリティのリスク

自社ネットワークに侵入したウイルス を第三者に拡散してしまうなどサイ バー攻撃による損害賠償リスクを補 償します。

利益損失のリスク

企業のテクノロジーへの依存度が高まる中、サイバー攻撃などで事業が中断した場合の利益損失を補償します。

サイバー恐喝のリスク

急拡大しているランサムウェアなどに よるサイバー恐喝を受けた際、対策 を専門家に相談する費用等を補償し ます。

著作権侵害等のリスク

自社ウェブサイト上のコンテンツが著作権、商標権等の知的財産権を侵害しているとして提起される損害賠償リスクを補償します。

このようなリスクに備えるため

「OneSure専用サイバーリスク保険」をお勧めいたします。

OneSure専用サイバーリスク保険の特長

● サイバー事故によって被る損害金額の支払いだけでなく、 解決にあたって必要な弁護士、コンサルタント等の事業者をご紹介

情報漏洩やサイバー攻撃等があった場合、ハッカーへの対応、状況の調査やデータ復元、被害者への報告等様々な対応が必要となります。 弊社は保険金のお支払いだけでなく、サイバーセキュリティに精通した 弁護士の他、初期対応や原因調査、ハッカーとの交渉等を行う事業者や PR コンサルタント等のご紹介が 可能です。

2 改善費用をお支払い

サイバー事故発生に伴い、ソフトウェアを最新のバージョンに変更するための合理的な改善費用を証券記載の限度額までお支払いいたします。

お支払いする主な保険金

- ※各費用の支払い限度額はプラン表、保険証券および約款をご参照ください。
- サイバー攻撃や情報管理の過誤などを原因として発生した下記の費用
 - ① 法律上の損害賠償金(和解金を含みます)
 - ② 争訟費用 弁護士費用など、調査、解決、防御に関する費用
 - ③ 下記の事故対応費用
 - 事故対応コンサルタント費用
 - フォレンジックサービス費用 (事故の原因と範囲を特定するための調査費用)
 - 信用回復にあたっての広報サービス利用費用
 - コールセンター設置費用含む被害者への通知費用
 - 見舞金·見舞品費用
 - 個人情報の漏洩により詐欺に遭った被害者に対する信用情報回復コンサルティングサービス提供費用
 - クレジット・モニタリング費用(個人情報漏洩被害者のクレジット情報が不正使用されていないかの監視費用)
 - 情報漏洩届出にあたっての弁護士への相談費用
 - 委託先への求償等を弁護士に相談する費用
 - その他、合理的に初期対応に要する費用
 - ④ 事業中断費用 事業中断で失われた貴社の営業利益・事業中断期間も通常と変わらず発生する経常費。ただし、 事業中断事故が24時間を超えて継続した場合に限ります。
 - ⑤ データ・システム復元費用 破壊、改ざん、消去されたデータの復元費用、貴社のコンピュータシステムのソフトウェア修復(脆弱性の修正は含まれません。)、事業中断事故の原因特定費用、等
 - ⑥ 改善費用 貴社のコンピュータシステムで使用されるソフトウェアを最新のものまたはアップデートされたもの に交換するのに要する費用
- 貴社のシステムに対して行われるサイバー恐喝において、金銭や仮想通貨等の身代金の支払交渉を行う目的で貴社がコンサルタントを起用するために要する費用(身代金自体はお支払いの対象にはなりません。)
- 貴社がウェブサイトやインターネット上で公開するコンテンツにより、他人の名誉棄損、人格権、著作権、商標権、ドメイン名を侵害した、あるいはコンテンツを盗用したことで発生した法律上の損害賠償金(和解金を含みます)、争訟費用、および広報コンサルタント起用費用

事故が発生した場合

事故が発生した場合、弊社スピルセンターにお電話いただくと サイバー事故に精通した専門家による下記サービスをご利用可能です。



事故が発生した際の流れ(例)

- サイバー攻撃を受け、保有しているログイン資格情報が収集されてしまい、攻撃者からクレジットカード情報を 含む顧客データにアクセスされてしまった。
- 契約者の社員が社内の IT 部門とチャブ保険のスピルセンターに電話で事故報告し、フォレンジックサービス を利用し被害状況を把握。

初動

事故当日、簡単なヒアリングの後に当日中に**事故対応会社に連携**し対応チームを結成。 被害状況を把握。

対応1

顧客用問い合わせ**窓口設置や電話対応の拡張、また自社のホームページを使って注意 勧告**を行う。個人情報漏洩があった利用者の**クレジットモニタリング**を行う。

対応2

個人情報が漏洩したとして、企業は**コンサルティングサービス**を受け顧客に**見舞金**を配ったが、一部の顧客から**損害賠償**を請求された。

終結

再発防止策として、サイバー攻撃を再度発生させないための**セキュリティシステムを最 新のもの**に交換した。



項目	被害想定額	補償項目
フォレンジック費用	200万円	事故対応費用
広報や窓口設置の費用	600万円	事故対応費用
クレジットモニタリングサービス費用	400万円	事故対応費用
コンサルタント費用	500万円	事故対応費用
見舞金	800万円	事故対応費用
損害賠償金および争訟費用	2,000万円	情報管理・ネットワーク セキュリティ賠償損害補償
改善費用(最新システムへの交換)	200万円	改善費用拡張補償

※実際の事故を元に想定した事故例となり、実際の事故時には保険適用の可否につき個別判断いたします。

保険契約者、被保険者

- ●保険契約者 法人のみとなります。個人事業主は対象外です。
- 被保険者の範囲 1. 保険契約者および国内の子会社
 - 2.1.の役員または従業員、受入派遣社員 など

ご契約プラン

補償内容			プラン	
		プラン A	プラン B	プラン C
この保険の総支払限度額	1事故・1請求	3,000万円	5,000万円	1億円
	保険期間中の総額	3,000万円	5,000万円	1億円
補償項目別支払限度額 (サブ	リミット)			
① 事故対応費用補償		1,000万円	1,500万円	3,000万円
② 事業中断損害補償		300万円	500万円	1,000万円
③ データ・システム復元費用補償		300万円	500万円	1,000万円
④ サイバー恐喝対応費用補償		300万円	500万円	1,000万円
⑤ 情報管理・ネットワークセキュリティ賠償損害補償		3,000万円	5,000万円	1億円
⑥ コンテンツ賠償損害補償		3,000万円	5,000万円	1億円
⑦ 緊急事故対応費用拡張補償 (①の内枠)		500万円	500万円	500万円
⑧ 改善費用拡張補償(③の内枠)		300万円	300万円	500万円

- ※①~④、⑦および⑧にはそれぞれ10万円の免責金額が適用されます。⑤および⑥には免責金額は適用されません。
- ※事故が複数の種類に該当する場合、1事故10万円の免責金額が一回適用されます。ただし、⑧の免責金額は追加で適用されます。
- ※②には免責金額とは別に 24 時間の免責時間が適用されます。なお、事業中断事故が免責時間を超えた場合は免責時間内の損害も補償対象となります。
- ※②および③は事業中断事故が発生してから起算して90日間が補償対象期間となります。
- ※⑧には免責金額とは別に縮小てん補割合80%が適用されます。
- ※保険適用地域は日本国内に限ります。

お支払いする保険金の種類

1. 事故対応費用補償

保険金をお支払い する場合	保険期間中に生じた下記の補償対象事故により「被保険者」が行う初期対応に要する事故対応費用に対して、保険金をお支払いします。この補償は、「管理者」が補償対象事故を認識した日から要した事故対応費用が補償対象となります。ただし、事故対応費用⑥のみ、サービス適用開始から1年間が上限となります。
補償対象事故	 1.「被保険者」または「被保険者」の業務委託先による情報管理の不備により生じる個人情報・企業情報の漏洩、個人情報保護法令違反 2. 次のいずれかを原因とする「保険対象コンピュータシステム」の障害a. サイバー攻撃(不正アクセス、不正コード、DDoS 攻撃など)b. 上記a. の影響を防止・軽減するために行うシステムの合理的かつ必要な中断、停止
お支払いする保険金 (事故対応費用)	① 事故対応コンサルタント費用 ② フォレンジックサービス費用 ③ 個人情報保護法令対応費用 (コールセンターサービス、弁護士費用等) ④ 危機広報費用 ⑤ 委託先への求償などを弁護士に相談する費用 ⑥ 個人情報の漏洩により詐欺に遭った被害者に対する信用情報回復コンサルティングサービス提供費用 ⑦ クレジットモニタリングサービス費用 弊社の事前同意を前提に以下の費用 ⑧ 個人情報漏洩被害者に自主的に通知する費用 ⑨ 見舞金・見舞品費用 (社会通念上妥当な金額) ⑩ その他、合理的に初期対応に要する費用

2. 事業中断損害補償

保険金をお支払い する場合	保険期間中に生じた下記の事業中断事故により「被保険者」が被る事業中断損害に対して、保険金をお支払いします。この補償は、事業中断事故が始まった日から90日以内に被った事業中断損害のみが補償対象となります。
事業中断事故	次のいずれかを原因とする「保険対象コンピュータシステム」の障害 a. サイバー攻撃 (不正アクセス、不正コード、DDoS 攻撃など) b. 上記 a. の影響を防止・軽減するために行うシステムの合理的かつ必要な中断、停止
お支払いする保険金 (事業中断損害)	「被保険者」の事業から得られる売上高から固定費を差し引いた利益。固定費には「被保険者」の継続して発生する営業費用、給与を含み、支出を免れた費用を除きます。(ただし、事業中断事故が 24 時間を超えて継続した場合に限ります。この場合、事業中断損害は免責時間の間に発生した損害を含みます。ただし、免責金額が適用されます。)

3. データ・システム復元費用補償

保険金をお支払い する場合	保険期間中に生じた事業中断事故により「被保険者」が要するデータ・システム復元費用に対して、保険金をお支払いします。 この補償は、事業中断事故が始まった日から 90 日以内に被ったデータ・システム復元費用のみが補償対象となります。
事業中断事故	次のいずれかを原因とする「保険対象コンピュータシステム」の障害 a. サイバー攻撃 (不正アクセス、不正コード、DDoS 攻撃など) b. 上記 a. の影響を防止・軽減するために行うシステムの合理的かつ必要な中断、停止
お支払いする保険金 (データ・システム復元 費用)	次のいずれかのために直接要する費用 ① 破壊、改ざん、消去されたデータの復元 (データ復元のために行うデータの収集・市場調査のやり直しなどは含まれません。) ②「保険対象コンピュータシステム」のソフトウェア修復 (脆弱性の修正は含まれません。) ③ 事業中断事故の原因特定 弊社の事前同意を前提に以下の費用 ④ 外部事業者の起用、外部機器のレンタル、外部サービス事業者への業務委託 ⑤ 超過人件費 ⑥ その他「被保険者」の事業を事業中断事故前の状態に回復させるための施策

4. サイバー恐喝対応費用補償

保険金をお支払い する場合	保険期間中に生じた下記のサイバー恐喝により貴社が要するサイバー恐喝対応費用に対して、保険金をお支払いします。
サイバー恐喝	「被保険者」に金銭・仮想通貨の支払いを要求する目的で「保険対象コンピュータシステム」に対して次の 行為を行うとする脅迫 a. 個人情報・企業情報の暴露、破壊、不正利用 b. サイバー攻撃(不正アクセス、不正コード、DDoS 攻撃など) c. データの改ざん、破壊、消去、不正利用
お支払いする保険金 (サイバー恐喝対応費)	サイバー恐喝で要求される金銭・仮想通貨 (身代金) の支払交渉を行う目的で「被保険者」がコンサルタントを起用するために要する費用注:サイバー恐喝対応費用には、身代金自体は含まれません。

5. 情報管理・ネットワークセキュリティ賠償損害補償

保険金をお支払い する場合	遡及日の後に生じた「被保険者」の過誤による下記の補償対象事故に起因して、保険期間中に「被保険者」 に対してなされた次のいずれかにより「被保険者」が被る補償対象損害に対して、保険金をお支払いします。 ・損害賠償請求 ・行政機関による調査
補償対象事故	1. 「被保険者」または「被保険者」の業務委託先による情報管理の不備により生じる個人情報・企業情報の漏洩、個人情報保護法令違反 2. サイバー攻撃 (不正アクセス、不正コード、DDos 攻撃など) に対する防御、阻止または検知の失敗等
お支払いする保険金	① 法律上の損害賠償金・和解金 ② 争訟費用 (応訴のために弁護士を起用する費用等) 注:上記のいずれも弊社の事前同意を要します。

6. コンテンツ賠償損害補償

保険金をお支払い する場合	遡及日の後に生じた「被保険者」の過誤による下記のコンテンツ事故に起因して、保険期間中に「被保険者」 に対してなされた次のいずれかにより貴社が被る補償対象損害に対して、保険金をお支払いします。損害賠償請求差止請求その他非金銭的請求
コンテンツ事故	「被保険者」が自社ウェブサイトその他インターネット上で自らのために公開する電子情報 (コンテンツ) に対して、故意によらず次のいずれかを発生させてしまう行為 a. 他人の人格権の侵害、名誉棄損その他精神的苦痛を与える行為 b. 他人のコンテンツの盗用 c. 著作権、商標権その他知的財産権の侵害 (ただし、特許権、実用新案権、営業秘密の侵害を除きます。) d. ドメイン名の侵害 e. コンテンツの配信ミス
お支払いする保険金	① 法律上の損害賠償金・和解金 ② 争訟費用 (応訴のために弁護士を起用する費用等) ③ 危機広報コンサルティング起用費用 注:上記のいずれも弊社の事前同意を要します。

7. 緊急事故対応費用拡張補償

保険金をお支払い する場合	保険期間中に生じた下記の補償対象事故により「被保険者」が行う緊急措置に要する緊急事故対応費用に対して、保険金をお支払いします。 この補償は、「管理者」が補償対象事故を認識したときから 120 時間以内に要した緊急事故対応費用のみが補償対象となります。
補償対象事故	 1.「被保険者」または「被保険者」の業務委託先による情報管理の不備により生じる個人情報・企業情報の漏洩、個人情報保護法令違反 2.次のいずれかを原因とする「保険対象コンピュータシステム」の障害a. サイバー攻撃(不正アクセス、不正コード、DDoS 攻撃など)b. 上記 a. の影響を防止・軽減するために行うシステムの合理的かつ必要な中断、停止 3.上記 1. または 2. の合理的なおそれ
お支払いする保険金 (緊急事故対応費用)	① 事故対応コンサルタント起用費用 ② フォレンジックサービス費用

8. 改善費用拡張補償 (縮小てん補割合 80%)

保険金をお支払い する場合	保険期間中に生じた下記の事業中断事故により「被保険者」が要する改善費用に対して、保険金をお支払いします。
事業中断事故	次のいずれかを原因とする「保険対象コンピュータシステム」の障害 a. サイバー攻撃 (不正アクセス、不正コード、DDoS 攻撃など) b. 上記 a. の影響を防止・軽減するために行うシステムの合理的かつ必要な中断、停止
お支払いする保険金 (改善費用)	「保険対象コンピュータシステム」で使用されるソフトウェアを最新のものまたはアップデートされたものに 交換するのに要する費用 注:セキュリティ強化のためのソフトウェア増設など、新しいソフトウェアを導入するために要する費用は含まれません。

● 用語の定義

被保険者	① 保険契約者および国内子会社 (「法人被保険者」) ② ①の役員、従業員、受入派遣社員 (「個人被保険者」)
管理者	保険契約者の取締役、執行役、監査役、執行役員、保険担当責任者 (サイバーリスク保険契約決定権者) またはこれらと同等の地位にある役職員
保険対象コンピュータ システム	①「被保険者」が自社のために所有・使用・運用管理するコンピュータシステム (ハードウェアおよびソフトウェア)② 業務委託先事業者が「被保険者」のために運用管理するコンピュータシステム (ハードウェアおよびソフトウェア)
子会社	子会社とは次のいずれかを直接または間接に「支配」している会社を指します。 議決権の過半数 取締役会構成員の過半数の任命権または解任権 発行済株式の過半数 ※本商品では日本国内の子会社を包括して補償しておりますが、海外に子会社がある場合はお引き受けができません

OneSure 専用サイバーリスク保険にご加入いただける事業一覧

下記の事業に該当するお客様はこの保険にお申し込みいただくことができます。

注:下記に記載されていない事業の売上高が合計20%を超える場合、この商品ではお引き受けできません。

☆ IT事業につきましてはP.11をご確認ください。

☆IT事業につきまし	してはP.11をご確認ください。
	百貨店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア
	日用雑貨、洋服販売、寝具販売、書籍、文房具、陶磁器
	食料、飲料品 ※弁当屋、デリバリーフード店、総菜屋、仕出し屋、食品・菓子パン製造は、飲食業・食料品製造小売販売をご選択ください。
	家庭用電気機械・器具小売(家庭用工具(電動)を含みます。)
小売業	家具·建具·建築資材小売
	スポーツ用品、玩具、楽器小売
	ガラス製品、貴金属、時計、生花、化粧品、美術品、骨董品販売
	中古品小売
	質屋
A. A. W. A. dul =	喫茶店、レストラン、ビヤホール
飲食業·食料品 製造小売販売	バー、ナイトクラブ等
表足小児販児	弁当屋、デリバリーフード店、総菜屋、仕出し屋、食品・菓子パン製造小売
	自動車販売業
	日用雑貨、洋服販売、寝具販売、書籍、文房具、陶磁器
	食飲料品販売(菓子、パン、果物、肉、飲料等)
	自動車部品販売
	自転車販売
卸売	家具·建具·建築資材小売
	農業用機械器具販売
	各種機械器具(産業用加工機械、事務用機器、一般機械器具、光学機器)-農業機械器具を除く。
	医薬品、工業薬品、香料、染料販売業
	スポーツ用品、玩具、楽器
	ガラス製品、貴金属、時計、生花、化粧品、美術品、骨董品販売
	小、中、高等、大学校、幼稚園、保育所、専門学校、自動車教習所、予備校
	学習塾
教育	美術館、博物館、図書館、公民館
	神社、寺院、教会等宗教施設
	老人ホーム、介護施設、託児所、児童養護施設
ホテル、その他 宿泊施設	ホテル、旅館
	映画館、ビデオシアター
t-sate and	劇場施設運営
娯楽、エンター テイメント	カラオケボックス
ティスノト	フィットネスクラブ (プール施設運営を含まない)
	スポーツ施設(プール施設運営を含まない)
	結婚相談所
サービス	葬儀業、斎場
	写真館
	レコーディングスタジオ
	レンタルビデオ・レンタルCD店
	理容室、美容室
	銭湯、スーパー銭湯
	結婚式場(ホテル内の結婚式場は除く)

	ペット美容室
	家事代行サービス
	エステティックサロン
	公共施設、商工会議所
	不動産業(土地建物売買)
	不動産賃貸管理業
	貸事務所、貸会議室
サービス	土地賃貸業
	広告代理業
	経営コンサルタント
	法律事務所
	ビルメンテナンス
	IT事業(ソフトウェア開発、システム開発、システムインテグレーション、情報処理等)☆
	労働者派遣業(事務職)
	労働者派遣業(事務職以外)
印刷	印刷、製本
食料品製造	農林畜水産業、農林地区水産食品製造
	食料品製造(農林地区水産食品製造、食料品製造小売りを除く)
生活用品・ スポーツ用具製造	生活用品(文房具、食器、時計、その他の身の回り品)製造
	運動用品製造(スキューバダイビング、パラシュート、ハンググライダー、パラグライダー製品除く)
	繊維、皮革製品
	靴、履物製造
	家具製造
	木材林業、木材、木製品製造
衣料品、木・紙・	パルプ、紙、紙製品製造
金属・ガラス・ プラスチック、	金属パイプ加工品、その他の鉄鋼、非鉄金属、同製品製造
ゴム・陶磁器製	釘、ボルト、ナット、リベット、ねじ等製造
品、建築資材製 造等	刃物・大工道具・農機具(除く動力付きのもの)製造
にな	プラスチック・ゴム製品製造(半製品除く)
	めっき業
	窯業、土石製品、研磨材製造(生コンクリート製造を除く)
	建築材料、建築部品・ユニット製造
	バルブ、パッキン、ガスケット、ベアリング製造
	業務用冷暖房装置、換気装置製造(電気によるもの)
	冷凍装置·設備製造
	家庭用動力付き工具製造
	電気照明器具·電球製造
	家庭用電気機械·器具製造
機械器具製造	電子応用(除く医療用)・通信機械・器具・装置、計量・計測・試験・分析機械・器具製造
	映像·音響機械·器具製造
	発電·送電·配電用機械·器具製造
	精密部品製造(自動車制御部品を除く)
	理化学・光学機械・器具、レンズ製造
	機械器具製造(ポンプ、空気圧縮機、送風機、事務用機械器具、サービス用機械器具(自動販売機・娯楽機械等)
	電子部品、デバイス製造(自動車制御部品を除く)
産業用加工	産業用加工·工作·包装·荷造機械製造
機械製造	荷役・運搬機械(除<車両)

● IT 事業の引き受け対象

引き受け可能 業種例	Α テレコムサービス	G ハウジング	M データ管理·データ処理		
	B データベース開発	H CRM	N ブロックチェーン(仮想通貨以外)		
	C システムインテグレーション	I ウェブサイト作成	O 情報リトライブ		
	D アプリケーション開発	J 人事ソフト	P デジタルマーケティング		
	E ISP	K リクルートサイト			
	F データセンター	L 会計ソフト			
引き受け不可業種一覧	1 ERP関連(ソフトウェア・ホスティング・インテグレーション)				
	2 産業用プロセスコントロールシステム (SCADA、ロボティックス等を含む)				
	3 個人情報・個人健康情報のデータアグリゲーション				
	4 医療・ヘルステック(ウェアラブル含む)システム				
	5 サイバーセキュリティ、ITセキュリティ、ネットワークセキュリティ、マネージドセキュリティサービス				
	6 SNS				
	7 ゲーム・メディアコンテンツ				
	8 ビデオゲーム、ギャンブル、アダルトコンテンツ				
	9 ファイナンストレーディング(デジタル決済・デジタルウォレット・仮想通貨・クレジットカード・クレジットスコアリング等)				
	10 倉庫管理システム・サプライチェーンマネジメントシステム				
	11 自動車用システム・自動運転システム				
	12 飛行機・空港・鉄道・タクシー・バス・フェリー等の交通機関関連のシステム				
	13 インフラ(水道、下水、電気、石油、ガス、等)およびエネルギー関連のシステム				
	14 オフショア(地底ケーブル、石油プラットフォーム等)関連システム				
	15 航空宇宙・サテライトシステム				
	16 防衛・軍事システム				

保険金をお支払できない主な場合

主に次に掲げる事由に起因するまたは関連する損害賠償請求および損害については、保険金をお支払いしません。

項目	概要
① 既知の不当な行為	弊社との最初の保険契約の保険期間開始日(以下「初年度保険開始日」といいます。)以前に「被保険者」の「管理者」が認識していた、または合理的に予見できた、損害賠償請求または損害に繋がる行為、サイバー攻撃など
② 既知の法的手続	初年度保険開始日以前に「被保険者」に対してなされた訴訟、損害賠償請求、差止請求その他法的手続、行政機関による調査など
③ 不正行為	「被保険者」または業務委託先による、故意または犯罪行為その他の不正行為 (「管理者」による故意、不正行為は、「法人被保険者」による故意、不正行為とみなします。)
④ 差別・雇用慣行	差別行為または雇用に関する不当な行為(解雇、ハラスメントなど)。ただし、従業員の個人情報が漏洩したことに起因する損害賠償請求を除きます。
⑤ 被保険者間	「被保険者」または業務委託先によりなされた損害賠償請求。ただし、個人情報が漏洩したことに起因する「個人被保険者」から他の「被保険者」に対する損害賠償請求を除きます。
⑥ 契約上の加重責任	「被保険者」が契約、保証または約定に基づき引き受けた責任の違反
⑦ 身体障害・財物損壊	身体の障害または財物の損壊
⑧ 電気的・機械的事故	次のいずれかに生じた故障・障害または停止電力設備、ガス、水道、衛星システム、インターネット接続事業者または通信事業者からのサービス供給、通信設備またはインターネット設備ただし、サイバー攻撃もしくはネットワークセキュリティ障害により「被保険者」が直接管理する電力設備に生じた電圧の異常変化・停電・電力の低減、または通信設備もしくはインターネット設備に生じ故障・障害を除きます。

項目	概要
9 災害	火災、爆発、落雷、風災、水災、地震、噴火、津波、高潮、地盤崩壊、雹、その他の災害
⑩ 戦争	戦争、侵略、テロ、ストライキ、暴動など。ただし、サイバーテロの結果なされる損害賠償請求を除きます。
⑪ 環境汚染	汚染物質の流出、漏出、拡散など
⑩ 知的財産権・特許・営業秘密	特許権、著作権その他の知的財産権または営業秘密の侵害、契約違反など。ただし、保険対象事故の結果起きる著作権または商標権の侵害、契約違反などに起因する損害賠償請求を除きます。
③ 製品	「被保険者」が販売、設計、製造、開発、設置、廃棄、リースまたはライセンス供与した製品に起因または関連する事由
⑩ トレーディング	(ア)金融資産の取引、投資または売買が滞ったことによる財務上の損失 (イ)資産価値の変動(「被保険者」が金融機関に有する金融口座の額の変動を含みます。) (ウ)利息または資産価値上昇の機会損失
⑤ 日本国外の事故	日本国外で提起された損害賠償請求または日本国外で行われた行為
⑥ 専門業務	〈情報管理・ネットワークセキュリティ賠償損害補償およびコンテンツ賠償損害補償に係る免責〉次のいずれかの事由による専門業務の提供または過誤 A. 知的財産権の侵害 B. サイバー事故、サイバー恐喝、不正使用または事業中断事故 ※専門業務とは、書面による契約の有無に関わらず「被保険者」または「被保険者」の委託を受けた者が報酬または代金を受け取って「被保険者」の顧客またはその他の他人に対して提供する専門サービス、金融サービスまたはそれらに付随するサービスをいいます。専門業務には通常の業務の過程で行われるすべてのサービス、役務および物品の納入を含みます。
⑰ 被保険者の報酬	〈情報管理・ネットワークセキュリティ賠償損害補償およびコンテンツ賠償損害補償に係る免責〉 「被保険者」に支払われた、または「被保険者」が請求する手数料その他報酬または費用
⑱ 劣化·公権力	〈事故対応費用補償、事業中断損害補償およびデータ・システム復元費用補償に係る免責〉 (ア)「保険対象コンピュータシステム」またはデータの徐々に発生する品質劣化 (イ)政府機関等の公権力による「保険対象コンピュータシステム」またはデータの差押、国有化など
⑲ 商品表示・専門業務	〈コンテンツ賠償損害補償に係る免責〉 (ア)コンテンツに表示される商品または役務の価格、品質その他商品または役務自体など (イ)「被保険者」が顧客またはその他の他人のために提供するコンテンツサービスその他の専門業務

- このパンフレットは「OneSure専用サイバーリスク保険」の概要を説明したものです。詳細につきましては、「サイバーリスク保険普通約款」および各付帯特約をご参照ください。また、ご契約に際しては、必ず重要事項説明書をご覧ください。
- ご契約手続き、その他この保険の詳しい内容は取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
- 取扱代理店は弊社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがいまして、 取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

取扱代理店

エムエスティ保険サービス株式会社

〒163-1537 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー TEL 03-3340-3329

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社 (チャブ保険) P&C 本部

〒141-8679 東京都品川区北品川 6-7-29 ガーデンシティ品川御殿山 TEL 03-6364-7140(代) www.chubb.com/jp

